

# 中間監査基準及び四半期レビュー基準を改訂へ

## 金融庁・企会審 報告書の記載区分を変更

金融庁・企業会計審議会は4月8日、「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)を公表した。5月9日まで意見を募集している。今回の改訂では、国際監査基準(ISA)に対応するため、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書の記載区分を、(1)中間監査(四半期レビュー)の対象、(2)経営者の責任、(3)監査人の責任、(4)監査人の意見、の4区分に変更する。

改訂中間監査基準は「本年9月30日以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査」から、改訂四半期レビュー基準は「本年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明」から適用される予定だ。

### ◆国際監査基準と同様に、3区分を4区分へ

昨年3月に行われた監査基準の改訂により、年度決算の監査報告書の記載区分が、「3区分((1)監査の対象、(2)実施した監査の概要、(3)財務諸表に対する意見)」から「4区分((1)監査の対象、(2)経営者の責任、(3)監査人の責任、(4)監査人の意見)」に変更された。

中間監査報告書及び四半期レビュー報告書においても、監査報告書と同様に、記載区分が4区分に変更される。具体的には、四半期レビューにおいて監査人が「無限定の結論」を表明する場合、表に示した4区分の記載を行う。

### ◆追記は強調事項と説明事項に区分して記載

追記情報の取扱いも変更される。現行の中間監査基準及び四半期レビュー基準では、監査人が説明または強調することが適当と判断した事

項を追記情報として記載する。だが、「強調することが適当と判断して追記する強調事項」と、「投資者等に対して説明することが適当と判断して追記する説明事項」との区分がなく、混在して規定されていた。改訂により、強調事項と説明事項とを区分して記載することになる。

### 〈四半期レビュー報告書の記載区分〉

改訂案	現行
(1) 四半期レビューの対象 四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲	(1) 四半期レビューの対象 四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、
(2) 経営者の責任 四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、四半期財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること	四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること
(3) 監査人の責任 監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあること 一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、それらの手続の選択及び適用は監査人の判断によるが、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること、四半期レビューの結果として入手した証拠が結論表明の基礎を与えるものであること	(2) 実施した四半期レビューの概要 一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行ったこと、四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続となること
(4) 監査人の結論 (以下略)	(3) 四半期財務諸表に対する結論 (以下略)